

住建センターの 建築物石綿含有建材 調査者講習 ご案内

人体に悪影響を与える石綿(アスベスト)含有建材を使用した建物の解体・改修工事が、これから本格化していきます。そこで石綿障害予防規則等が改正され、令和4年(2022年)4月からは「解体部分の床面積が80㎡以上の解体工事」や「請負金額が100万円以上の建築物の改修(リフォーム)工事」等で、工事開始前に労働基準監督署へ石綿の事前調査を報告することが義務となります。

建築物の事前調査は、令和5年(2023年)10月から厚生労働大臣が定める講習を修了した「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務化されました。ぜひお早めに講習の受講をご検討ください。

日程と会場については、
住建センターWebサイトをご覧ください

<https://www.juken-center.com>



◆—— 住建センターの石綿調査者講習の特長 ——◆

Merit

1

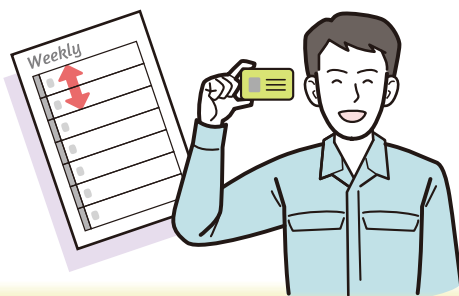
安全映像出版プラネックスが今回の講習のために制作したオリジナル映像を活用し、**分かりやすい石綿調査者講習**を目指します。



Merit

2

一般建築物石綿含有建材調査者講習は**2日**
一戸建て等石綿含有建材調査者講習は**1日**で
受講できます。



Merit

3

一般建築物石綿含有建材調査者講習は**35,000円**
一戸建て等石綿含有建材調査者講習は**30,000円**で
受講できます。





一般建築物石綿含有建材調査者講習

資格者は、ビル、工場、一戸建て住宅等、あらゆる建築物の事前調査を行うことができます。

講習時間 2日間 (講習11時間+修了試験1.5時間)

受講資格 右ページ参照

受講料金 35,000円 (税・テキスト代・修了証発行代・送料込み)



一戸建て等石綿含有建材調査者講習

資格者は、一戸建て住宅及び共同住宅の専有部分に限り事前調査を行うことができます。

講習時間 1日間 (講習7時間+修了試験1時間)

受講資格 右ページ参照

受講料金 30,000円 (税・テキスト代・修了証発行代・送料込み)

受講上のご注意

① 「一般」か「一戸建て」かを調査する建物で選択

一般建築物石綿含有建材調査者

ビル、工場、一戸建て住宅等、あらゆる建築物の事前調査を行うことができます。

一戸建て等石綿含有建材調査者

調査できる建物に制限があります。調査できるのは「一戸建ての住宅」または「共同住宅の住戸の内部(専有部分)」に限られます。

⚠ 店舗や賃貸併用住宅については一戸建て住宅等に含まれません。

⚠ マンションやアパートなど共同住宅の住戸の内部以外の部分(外壁、屋根、ベランダ、廊下等共用部分)の解体・改修工事は一戸建て住宅等に含まれません。アパートの外装工事や店舗・賃貸併用住宅等の調査を行う方は、一般建築物石綿含有建材調査者の受講をお選びください。

② 受講資格をご確認ください

下表1～10のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格		学歴・実務経験等詳細
1	大学(建築)を卒業し、 実務(建築)経験2年以上	<ul style="list-style-type: none">学校教育法による大学(短期大学を除く)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上
2	短大(建築3年)を卒業し、 実務(建築)経験3年以上	<ul style="list-style-type: none">学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上
3	短大(建築)又は高専(建築)を卒業し、 実務(建築)経験4年以上	<ul style="list-style-type: none">学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上
4	高校(建築)を卒業し、 実務(建築)経験7年以上	<ul style="list-style-type: none">学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上
5	学歴不問、実務(建築)経験11年以上	<ul style="list-style-type: none">「1～4」に該当しない者(学歴不問)建築に関する実務経験年数:11年以上
6	石綿作業主任者 ※	<ul style="list-style-type: none">石綿作業主任者技能講習を修了した者実務経験年数不問
7	特化作業主任者であり、 石綿調査実務5年以上	<ul style="list-style-type: none">特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上
8	建築行政または 環境(石綿)行政実務2年以上	<ul style="list-style-type: none">建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者行政従事経験年数:2年以上
9	各種専門官	<ul style="list-style-type: none">産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者
10	労働基準監督官の経験2年以上	<ul style="list-style-type: none">労働基準監督官として従事した経験を有する者

※平成18年3月31日までに「特定化学物質等作業主任者」の資格を取得された方は、平成18年4月1日以降も引き続き「石綿作業主任者」の資格も有しているものとみなされます。

③ 修了考査について

修了考査は受講コースにより以下の通りです。

一般建築物石綿含有建材調査者講習 ➡ 筆記試験90分

一戸建て等石綿含有建材調査者講習 ➡ 筆記試験60分

- ◆ 筆記試験の満点が100%として「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ◆ 不合格となった方は、有効期限内に再試験を受けることができます。有効期限は受講を終了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。

住建センターとは

住建センターは、安全・衛生映像教材の出版を行っている「プラネックス」の関連会社として平成16年に誕生しました。現在全国15都道府県で労働局長の登録教習機関として足場・木建・鉄骨等の技能講習や、各種特別教育、職長教育、能力向上教育などの講習を実施しています。このたびは建築物石綿含有建材調査者講習の実施機関として、各地で石綿調査者の育成に取り組むこととなりました。講習を希望される企業様、安全協力会様はお気軽にお問合せください。



◆ 技能講習・特別教育等の資格取得メニュー ◆

※ 一部教育ではオンライン講習やeラーニングを実施しております。

I 技能講習

足場作業主任者技能講習

(北海道・宮城県・新潟県・茨城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・大阪府・広島県・愛媛県・福岡県・熊本県)

木建作業主任者技能講習

(北海道・宮城県・新潟県・茨城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・大阪府・広島県・愛媛県・福岡県・熊本県)

鉄骨作業主任者技能講習

(宮城県・東京都・大阪府)

自由研削砥石特別教育

ウインチ(巻き上げ機)特別教育

石綿取り扱い作業者特別教育

低圧電気取り扱い業務特別教育

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

IV 準特別教育

丸のこ取り扱い従事者教育

丸のこ・釘打ち機取り扱い従事者教育

有機溶剤取り扱い従事者教育

木造建築物の解体工事の指揮者等安全教育

II 職長教育

職長・安全衛生責任者教育

III 特別教育

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

足場の組立等の業務に係る特別教育

V 能力向上教育・研修

職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育

足場の組立等作業主任者能力向上教育

施工管理者等の為の足場点検実務者研修

202109ASB001

お問い合わせ

住建センター株式会社 (担当:久保、吉岡)

〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-14-7 錦糸町サンライズビル5F

☎ 03-5638-3370 📠 03-5638-3374

✉ info@juken-center.com

🌐 <https://www.juken-center.com>



令和3年9月1日付 東京労働局長登録
建築物石綿含有建材調査者講習 実施機関
登録番号 石 13-6 (有効期限令和8年8月31日)